



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
3月29日
号外(1)
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則

- ※滋賀県公有財産事務規則の一部を改正する規則(財政課) 1
- ※滋賀県収入証紙規則の一部を改正する規則(管理課) 1
- ※滋賀県財務規則の一部を改正する規則(管理課) 4
- ※滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則の一部を改正する規則(管理課) 6
- ※滋賀県立総合保健専門学校学則の一部を改正する規則(医療政策課) 7
- ※滋賀県立看護専門学校学則の一部を改正する規則(医療政策課) 11
- ※滋賀県環境こだわり農業推進条例施行規則の一部を改正する規則(食のブランド推進課) 14
- ※ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例施行規則の一部を改正する規則(自然環境保全課) 14

○ 訓 令

- ※滋賀県税事務取扱規程の一部改正(税政課) 17

○ 告 示

- ※滋賀県市町振興資金貸付要綱の一部改正(市町振興課) 20

○ 教 育 委 員 会 訓 令

- ※滋賀県立学校職員服務規程の一部改正(教育総務課) 21
- ※滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正(教育総務課) 21

○ 公 安 委 員 会 規 則

- ※滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則の一部を改正する規則(警務課) 22

○ 病 院 事 業 庁 告 示

- ※滋賀県病院事業の設置等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、滋賀県病院事業庁長が定める額の一部改正 23

規 則

滋賀県公有財産事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第14号

滋賀県公有財産事務規則の一部を改正する規則

滋賀県公有財産事務規則(昭和40年滋賀県規則第1号)の一部を次のように改正する。

第32条第1項第1号中「第22条」を「第22条第1項」に改める。

付 則

この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第4号に掲げる規定(同法第35条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

滋賀県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第15号

滋賀県収入証紙規則の一部を改正する規則

滋賀県収入証紙規則(昭和53年滋賀県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第5条中「ならびに県の」を「および」に改め、「および収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)」を削る。

第8条中「指定金融機関等」を「指定金融機関」に改める。

第9条第1項中「指定金融機関等」を「指定金融機関」に改め、「それぞれの金融機関において」を削り、同条第2項中「指定金融機関等」を「指定金融機関」に改める。

第12条第1項中「指定金融機関等」を「指定金融機関」に改め、「報告し」の右に「、速やかに当該報告に係る代金を納付し」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「指定金融機関等」を「指定金融機関」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「以下」を「昭和51年滋賀県規則第56号。以下」に改め、同項を同条第3項とする。

第13条中「指定金融機関等」を「指定金融機関」に改める。

第14条第1項中「指定金融機関等」を「指定金融機関」に改め、同条第2項中「第12条第4項」を「第12条第3項」に改める。

第15条および第21条中「指定金融機関等」を「指定金融機関」に改める。

別表第2項を次のように改める。

2 指定金融機関

名 称	取 扱 日 時
株式会社滋賀銀行(滋賀県内に所在する本店、支店および出張所に限る。)	月～金曜日9時～15時(祝日法による休日および12月31日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。))を除く。)

別記様式第4号中「指定金融機関等(地方行政機関の長)」を「指定金融機関(地方行政機関の長)」に改める。

別記様式第7号および別記様式第8号中「指定金融機関等」を「指定金融機関」に改める。

別記様式第12号を次のように改める。

様式第12号 (第17条関係)

収入証紙貼付実績報告書		年度分
(宛先) 滋賀県会計管理者 (課・事務局の長)		年 月 日
		課・事務局の長 (地方機関の長) 氏 名
区 分	金 額	備 考
使 用 料	円	
手 数 料		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

付 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県収入証紙規則の規定は、この規則の施行の日以後に売りさばく滋賀県収入証紙の取扱い等について適用し、同日前に売りさばいた滋賀県収入証紙の取扱い等については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県収入証紙規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第16号

滋賀県財務規則の一部を改正する規則

滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「東京本部」の右に「、ここ滋賀」を加える。

第37条第1項中「回議書」の右に「(滋賀県文書管理規程(平成17年滋賀県訓令第14号)第21条第2項に規定する回議書をいう。以下同じ。)」を加え、同条第2項第2号中「別記様式第103号」の右に「または別記様式第105号(その2)」を加え、「別記様式第105号」を「別記様式第105号(その1)」に改める。

第53条第3項中「納入義務者に領収書(別記様式第8号)を交付するとともに収納通知書を歳入徴収者に交付するか」を「現金収納書(別記様式第6号)を作成し、および保管するとともに、納入義務者に領収書(別記様式第8号)を、歳入徴収者に収納通知書をそれぞれ交付し」に改め、同条第6項中「に達するまでの日」を「を超えた日の翌日」に、「末日」を「翌月の初日」に改め、「早い日」の右に「(その日が指定金融機関の休業日である場合にあつては、翌営業日)」を加える。

第62条第1項中「回議書に」を削り、「記載して」を「記載した書面により、」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次項の規定による契約を更新しようとする場合については、会計管理者への合議をもつて当該協議に代えることができる。

第64条第1項および第2項中「指定金融機関等」を「会計管理者または指定金融機関等」に改める。

第64条の2の見出し中「県税」を「県税等」に改め、同条第1号中「地方税」を「令第158条の2第1項各号に掲げる歳入(次条および第66条において「県税等」という。)」に改める。

第64条の3の見出し中「県税」を「県税等」に改め、同条中「県税」を「県税等」に改め、「収納金を」の右に「会計管理者または」を加える。

第66条中「県税」を「県税等」に改める。

第74条第2項中「(資金前渡職員(令第161条第1項の規定により資金を前渡する職員をいう。以下同じ。)を含む。)」を削り、同項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 資金前渡職員(令第161条第1項の規定により資金を前渡する職員をいう。以下同じ。)に対して支出するもの第85条に次の1項を加える。

- 3 特別の事情により「チエツクライター」を用いることができない場合は、前項の規定にかかわらず、漢数字を手書きすることにより小切手の券面金額を表示することができる。この場合においては、金額の頭に「金」を、末尾に「円也」と記載しなければならない。

第88条第2項中「かつ、当該訂正箇所の上部余白に訂正した旨および訂正した文字の数を記載して」を削る。

第101条第1項中「施行令」を「令」に改める。

第120条第1項中「回議書に」を削り、「記載して」を「記載した書面により、」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次項の規定による契約を更新しようとする場合については、会計管理者への合議をもつて当該協議に代えることができる。

第177条第1項中「回議書」を「書面」に改める。

第185条中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」を削る。

第197条中「少くとも」を「少なくとも」に改める。

第199条第4号中「その他」を「その他の」に改める。

第201条第7項中「入札の開始前」を「入札前」に改める。

第206条第2項中「取引き」を「取引」に改める。

第223条第8号中「(明治29年法律第89号)」を削り、同条に次の1号を加える。

(9) その他契約担当者が特別の理由があると認めたとき。

第231条に次の1項を加える。

3 契約担当者は、前項の請求に基づき契約保証金を契約の相手方に直接還付するときは、契約保証金還付請求書に、受領年月日の記載および契約の相手方の署名または記名押印を求めなければならない。

第238条の2第1項中「係る入札」の右に「(随意契約による場合の見積書の徴取を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

第280条第2項中「当該電磁的記録」の右に「または当該電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したもの」を加える。

別表第1物品出納員の表第2条第2号に規定する課(係を置かない課を除く。)の部中「(係を置かない課を除く。)」を削り、「長」の右に「(係を置かない課にあつては、課長が指定する職員)」を加え、同表第2条第4号に規定する地方機関の部ここ滋賀の項を削る。

別表第3中7の項を8の項とし、2の項から6の項までを1項ずつ繰り下げ、1の項の次に次のように加える。

2 支出事務委託	資金を交付するとき。	交付を要する額	別表第2に定めるそれぞれの区分に該当する書類
----------	------------	---------	------------------------

別記様式第7号中「滋賀県会計管理者(出納員) [印]」を「滋賀県会計管理者(出納員)」に改める。

別記様式第25号および別記様式第26号中 「(あて先) 滋賀県知事」を 「(宛先) 滋賀県知事」に、「契約の相手方

「契約の相手方」を (押印省略の場合) 発行責任者氏名 担当者氏名 連絡先 に改める。
「(所属長)」 「(所属長)」

別記様式第69号(その1)中

「 [印] 」に、「 [印] 」を 「 [印] 」に改める。

別記様式第83号中 「(あて先) 滋賀県知事」を 「(宛先) 滋賀県知事」に、「契約の相手方」を 「(宛先) 滋賀県知事」に改める。

「契約の相手方

(押印省略の場合) 発行責任者氏名 担当者氏名 連絡先 に改める。

別記様式第85号中 「(あて先) 滋賀県会計管理者」を 「(宛先) 滋賀県会計管理者」に、「(単位:円)」を 「(単位:円)」に改める。

別記様式第88号中 「(あて先) 滋賀県会計管理者」を 「(宛先) 滋賀県会計管理者」に、「(単位:円)」を 「(単位:円)」に改める。

別記様式第90号中 「(あて先)」を 「(宛先)」に、「(単位:円)」を 「(単位:円)」に改める。

別記様式第91号および別記様式第92号中 「(あて先) 滋賀県会計管理者」を 「(宛先) 滋賀県会計管理者」に、「(単位:円)」を 「(単位:円)」に改める。

別記様式第127号中「会計管理者 [印]」を「会計管理者」に改める。

別記様式第130号および別記様式第131号中「(あて先) 契約担当者」を「(宛先) 契約担当者」に、「氏名」を「氏名」に改める。

別記様式第147号中「課、事務局、地方機関の長」を「課、事務局、地方機関の長」に改める。

別記様式第149号中「(あて先) 契約担当者」を「(宛先) 契約担当者」に、「氏名」を「(請求者に直接還付する場合の記入欄) 受領年月日 年 月 日」に改める。

氏名(署名または記名押印)

別記様式第150号中「年 月 日」を「第 年 月 日」に、「氏名」を「氏名」に改める。

別記様式第155号中「会計管理者(出納員)」を「会計管理者(出納員)」に改める。

別記様式第156号中「年 月 日」を「第 年 月 日」に、「出納員」を「出納員」に改める。

付 則

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第17号

滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第2条第2号」を「第2条第3号」に、「第2条第3号」を「第2条第4号」に改める。
第3条を次のように改める。

(一般競争入札の公告)

- 第3条** 知事は、特定調達契約について、財務規則第197条の規定による公告(財務規則第212条の規定による公告を含む。以下この条において「公告」という。)をするときは、一般競争入札の入札期日(以下この条において「入札期日」という。)の前日から起算して少なくとも40日前に、県公報によりしなければならない。
- 特例政令第2条第6号に規定する一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札(当該最初の契約に係る公告において、最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも10日前に行う旨を規定しているものに限る。)についての前項の規定の適用については、同項中「40日」とあるのは、「10日」とする。
 - 知事は、第1項の規定にかかわらず、公告に係る一般競争入札が次の各号のいずれかに該当する場合にあっては同項に規定する期間から5日、2以上に該当する場合にあっては当該期間から10日、全てに該当する場合にあっては当該期間から15日、それぞれ短縮することができる。
 - 公告をインターネットの利用により行うものであること。
 - 公告を行った日から、入札説明書等の全部についてインターネットを利用して交付するものであること。
 - 入札の方法が電子入札(財務規則第210条の2に規定する方法による入札をいう。第5項第2号において同じ。)によるものであること。
 - 知事は、緊急の必要がある場合においては、前3項の規定にかかわらず、第1項に規定する期間を入札期日の前日から起算して少なくとも10日前とすることができる。

5 知事は、商業上の物品もしくは役務（行政機関に係る目的以外の目的で、一般に商業市場において行政機関以外の買手に販売され、または販売のために提供され、かつ、当該買手により通常購入される種類の物品または役務をいう。）に係る特定調達契約についての公告については、第1項から前項までの規定にかかわらず、第1項に規定する期間を、一般競争入札が第1号に該当する場合にあっては入札期日の前日から起算して少なくとも13日前と、次の各号の全てに該当する場合にあっては入札期日の前日から起算して少なくとも10日前とすることができる。

- (1) 公告をインターネットの利用により行い、かつ、公告と同時に入札説明書等の全部をインターネットの利用により公表すること。
- (2) 入札の方法が電子入札によるものであること。

第4条第1項を次のように改める。

前条の規定は、特例政令第7条第1項または特例政令第10条第6項の規定による公示について、準用する。

第4条第4項中「指名競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前にしなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を10日までに短縮することができる」を「するものとし、当該通知をすべき期間については特定調達契約に係る一般競争入札の公告の例による」に改める。

第5条第1項第8号中「第2条第5号」を「第2条第6号」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県立総合保健専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第18号

滋賀県立総合保健専門学校学則の一部を改正する規則

滋賀県立総合保健専門学校学則（昭和52年滋賀県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

（単位の計算方法）

第9条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で定める時間をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習（臨地実習を含む。）および実技については、30時間から45時間までの範囲で定める時間をもって1単位とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

看護学科 授業科目、授業時間数および単位数

授 業 科 目			単 位 数 お よ び 授 業 時 間 数					
			講 義		実 習		計	
			単 位	時 間	単 位	時 間	単 位	時 間
基礎分野	科学的思考の基盤	物理学	1	30			1	30
		論理的思考	1	30			1	30
		情報科学Ⅰ（情報リテラシー）	1	15			1	15
		情報科学Ⅱ（情報の活用）	1	30			1	30
		環境人間学	1	30			1	30
人間と生活・社会の理解		社会学	1	30			1	30
		人間関係論Ⅰ（人間関係形成の基礎）	1	30			1	30
		人間関係論Ⅱ（援助的人間関係の基礎）	1	15			1	15
		哲学対話	1	15			1	15
		教育学	1	30			1	30

		心理学	1	30			1	30
		英語	1	30			1	30
		経済学	1	15			1	15
		倫理学	1	15			1	15
		計	14	345			14	345
専門 基礎 分野	人体の構造 と機能	解剖生理学Ⅰ(細胞 骨 格・筋 皮膚・免疫)	1	30			1	30
		解剖生理学Ⅱ(呼吸 血 液 循環)	1	30			1	30
		解剖生理学Ⅲ(消化・呼 吸 腎・泌尿器 生殖)	1	30			1	30
		解剖生理学Ⅳ(神経 内 分泌 感覚)	1	30			1	30
		生化学	1	30			1	30
	疾病の成り 立ちと回復 の促進	栄養学	1	15			1	15
		臨床薬理学	1	30			1	30
		臨床検査	1	30			1	30
		病理学	1	15			1	15
		病態生理学	1	15			1	15
		疾病・治療論Ⅰ(筋・骨 格器系疾患 消化器疾患)	1	30			1	30
		疾病・治療論Ⅱ(呼吸器 疾患 循環器疾患)	1	30			1	30
		疾病・治療論Ⅲ(脳神経 疾患 内分泌疾患)	1	30			1	30
		疾病・治療論Ⅳ(血液・ 造血器疾患 女性生殖器 疾患)	1	30			1	30
		疾病・治療論Ⅴ(腎・泌 尿器疾患 アレルギー・ 免疫疾患)	1	30			1	30
	疾病・治療論Ⅵ(感覚器 疾患)	1	15			1	15	
	健康支援と 社会保障制 度	公衆衛生学	1	15			1	15
		健康支援論	1	15			1	15
		リハビリテーション論	1	15			1	15
		社会保障制度	1	30			1	30
		総合医療論	1	15			1	15
		関係法規	1	15			1	15
		計	22	525			22	525
専門 分野 (臨地 実習)	基礎看護学	看護学概論	1	30			1	30
		共通基本技術Ⅰ(技術の 概念・人間関係成立の技 術)	1	15			1	15
		共通基本技術Ⅱ(環境・ バイタルサイン・感染予 防)	1	30			1	30
		共通基本技術Ⅲ(看護過 程)	1	30			1	30

を 除 く 。)		日常生活援助技術Ⅰ(運動・休息)	1	30			1	30	
		日常生活援助技術Ⅱ(清潔・衣)	1	30			1	30	
		日常生活援助技術Ⅲ(食・排泄)	1	30			1	30	
		診療に伴う技術Ⅰ(診療の補助技術)	1	30			1	30	
		診療に伴う技術Ⅱ(治療時の看護)	1	30			1	30	
		臨床看護総論	1	30			1	30	
		フィジカルアセスメント	1	30			1	30	
	地域・在宅 看護論		地域・在宅看護概論Ⅰ(地域と暮らし)	1	15			1	15
			地域・在宅看護概論Ⅱ(健康と暮らしを支える看護)	1	30			1	30
			地域・在宅看護概論Ⅲ(地域での療養を支える看護)	1	15			1	15
			地域・在宅看護援助論Ⅰ(健康の保持増進・疾病の予防に関わる看護)	1	15			1	15
			地域・在宅看護援助論Ⅱ(在宅で療養する人と家族の看護)	1	30			1	30
			地域・在宅看護援助論Ⅲ(在宅療養を支える援助技術)	1	30			1	30
		成人看護学		成人看護学概論	1	30			1
			成人看護学援助論Ⅰ(急性期にある対象の看護)	1	30			1	30
			成人看護学援助論Ⅱ(回復期にある対象の看護)	1	30			1	30
			成人看護学援助論Ⅲ(慢性期にある対象の看護)	1	30			1	30
			成人看護学援助論Ⅳ(終末期にある対象の看護)	1	15			1	15
			成人看護学援助論Ⅴ(がん治療を受ける対象の看護)	1	15			1	15
	老年看護学		高齢者看護学概論	1	15			1	15
			高齢者看護学援助論Ⅰ(健康支援と日常生活援助)	1	30			1	30
			高齢者看護学援助論Ⅱ(認知症と終末期の看護)	1	30			1	30
			高齢者看護学援助論Ⅲ	1	30			1	30

		(検査・治療に伴う看護)						
	小児看護学	小児看護学概論Ⅰ(小児看護の役割)	1	15			1	15
		小児看護学概論Ⅱ(子どもの成長と発達)	1	30			1	30
		小児看護学援助論Ⅰ(疾患・障害のある子どもの看護)	1	30			1	30
		小児看護学援助論Ⅱ(健康の段階・発達段階に応じた看護)	1	30			1	30
	母性看護学	ウイメンズヘルス看護概論Ⅰ(女性の健康と看護)	1	15			1	15
		ウイメンズヘルス看護概論Ⅱ(女性のライフサイクルと看護)	1	30			1	30
		ウイメンズヘルス看護援助論Ⅰ(妊娠期・分娩期の看護)	1	30			1	30
		ウイメンズヘルス看護援助論Ⅱ(産褥期・新生児期の看護)	1	30			1	30
	精神看護学	精神看護学概論Ⅰ(精神看護の概念と健康支援)	1	30			1	30
		精神看護学概論Ⅱ(精神保健福祉活動の動向)	1	15			1	15
		精神看護学援助論Ⅰ(疾患の理解と看護の特徴)	1	30			1	30
		精神看護学援助論Ⅱ(疾病の経過に応じた看護)	1	30			1	30
	看護の統合と実践	総合看護	1	30			1	30
		看護医療安全	1	30			1	30
		災害看護	1	30			1	30
		臨床看護実践	1	15			1	15
		計	43	1,125			43	1,125
専門分野(臨地実習)	基礎看護学	基礎看護学実習Ⅰ(看護を知る実習)			1	45	1	45
		基礎看護学実習Ⅱ(入院生活をおくる対象の理解と日常生活援助)			2	90	2	90
		基礎看護学実習Ⅲ(看護の展開)			2	90	2	90
	地域・在宅看護論	地域・在宅看護論実習Ⅰ(地域で生活する人々の健康支援)			2	60	2	60
		地域・在宅看護論実習Ⅱ			2	90	2	90

	(地域で生活・療養する人と家族の看護)						
成人看護学 ／老年看護学	成人・高齢者看護学実習 I (成人期・老年期の特徴と健康障害をふまえた看護)			2	90	2	90
	成人・高齢者看護学実習 II (状況の変化に合わせた看護)			2	90	2	90
小児看護学	小児看護学実習			2	90	2	90
母性看護学	ウイメンズヘルス看護実習			2	90	2	90
精神看護学	精神看護学実習			2	90	2	90
看護の統合と実践	統合実習 I (臨床判断能力)			2	90	2	90
	統合実習 II (看護の統合)			2	90	2	90
計				23	1,005	23	1,005
合 計		79	1,995	23	1,005	102	3,000

付 則

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 改正後の第9条および別表第1の規定は、令和4年4月1日以降に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在学する学生については、なお従前の例による。

滋賀県立看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第19号

滋賀県立看護専門学校学則の一部を改正する規則

滋賀県立看護専門学校学則(昭和49年滋賀県規則第14号)の一部を次のように改正する。

第10条第2号中「45時間」を「40時間」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第9条、第26条関係)

授業科目、単位数および授業時間数

教育内容		授 業 科 目	単位数	時間数
基礎分野	科学的思考の基盤	国語表現法	1	15
		生活行動科学	1	30
		論理学	1	30
		リフレクション	1	15
		情報リテラシー	2	45
		小 計	6	135
	人間と生活・社会の理解	教育学	1	30
		社会学	1	30
		文化人類学	1	15
		心理学	1	30
		コミュニケーション英語	1	30
選 択		中国語 ポルトガル語	1	30
	身体表現	1	15	

		人間関係論	1	30
		小計	8	210
	計		14	345
専門基礎分野	人間の構造と機能	解剖生理学Ⅰ(人体の構造)	1	30
		解剖生理学Ⅱ(呼吸・循環・体温、体液と電解質)	1	30
		解剖生理学Ⅲ(消化・排泄 ^{せつ} 、内分泌、腎泌尿)	1	30
		解剖生理学Ⅳ(脳神経、運動、感覚)	1	30
		臨床栄養	1	30
		小計	5	150
	疾病の成り立ちと回復の促進	病理学	1	15
		疾病治療論Ⅰ(呼吸、循環)	1	30
		疾病治療論Ⅱ(消化、内分泌)	1	30
		疾病治療論Ⅲ(脳神経、運動)	1	30
		疾病治療論Ⅳ(血液・造血、アレルギー ^{こう} ・膠原病、感染症)	1	30
		疾病治療論Ⅴ(感覚、腎泌尿、生殖)	1	30
		薬理学	1	30
		微生物学	1	30
		臨床検査	1	15
		倫理学	1	15
		臨床判断の基礎	1	15
		小計	11	270
	健康支援と社会保障制度	関係法規	1	15
		公衆衛生学	1	15
		社会福祉	1	30
		リハビリテーション概論	1	15
		総合保健医療論	1	15
		健康支援論	1	30
		小計	6	120
	計		22	540
	専門分野 (臨地実習を除く。)	基礎看護学	基礎看護学概論	1
共通基本技術(総論、コミュニケーション、感染予防)			1	30
ヘルスアセスメントⅠ(バイタルサイン)			1	15
ヘルスアセスメントⅡ(フィジカルアセスメント)			1	30
日常生活援助技術Ⅰ(環境、活動・休息)			1	30
日常生活援助技術Ⅱ(食事、排泄 ^{せつ})			1	30
日常生活援助技術Ⅲ(清潔、衣生活)			1	30
診療に伴う技術Ⅰ(与薬)			1	30
診療に伴う技術Ⅱ(診察・検査)			1	15
看護理論			1	15
看護過程			1	30
臨床看護総論			1	30
臨床看護技術			1	15
看護研究・看護倫理		1	30	
小計		14	360	
地域・在宅看護論		地域と暮らし	1	15
		地域・在宅看護概論(地域包括ケアシステムの中の看護)	1	30
	地域・在宅看護支援論Ⅰ(地域の人々の健康を守る看護)	1	15	

		地域・在宅看護支援論Ⅱ(療養生活を支える看護)	1	30
		地域・在宅看護支援論Ⅲ(事例展開)	1	15
		家族看護	1	15
		小計	6	120
	成人看護学	成人看護学概論	1	30
		成人看護学援助論Ⅰ(急性期、循環・呼吸)	1	30
		成人看護学援助論Ⅱ(慢性期、内分泌・腎泌尿)	1	30
		成人看護学援助論Ⅲ(回復期、脳神経・運動)	1	30
		成人看護学援助論Ⅳ(終末期、血液造血・消化)	1	30
		成人看護学援助論Ⅴ(外科系、急性～回復期)	1	30
		成人看護学援助論Ⅵ(事例展開)	1	15
		小計	7	195
	老年看護学	老年看護学概論	1	30
		老年看護学援助論Ⅰ(日常生活の看護)	1	15
		老年看護学援助論Ⅱ(症状・機能障害別看護)	1	30
		老年看護学援助論Ⅲ(事例展開)	1	15
		小計	4	90
	小児看護学	小児看護学概論Ⅰ(子どもと社会)	1	15
		小児看護学概論Ⅱ(子どもの成長・発達と看護)	1	30
		小児看護学援助論Ⅰ(健康障害と看護)	1	30
		小児看護学援助論Ⅱ(状況別看護、事例展開)	1	15
		小計	4	90
	母性看護学	母性看護学概論	1	15
		母性看護学援助論Ⅰ(妊娠期の看護)	1	30
		母性看護学援助論Ⅱ(分娩・産褥期、新生児の看護)	1	30
		母性看護学援助論Ⅲ(事例展開)	1	15
		小計	4	90
	精神看護学	精神看護学概論Ⅰ(心の健康)	1	15
		精神看護学概論Ⅱ(危機・保健活動)	1	30
		精神看護学援助論Ⅰ(健康障害と看護)	1	30
		精神看護学援助論Ⅱ(事例展開)	1	15
		小計	4	90
	看護の統合と実践	看護管理・国際看護	1	30
		医療安全	1	15
		災害看護	1	15
		臨床看護実践	1	30
		小計	4	90
	計		47	1,125
専門分野 (臨地実習)	基礎看護学	基礎看護学実習Ⅰ(生活者と生活環境・コミュニケーション)	2	80
		基礎看護学実習Ⅱ(対象理解・日常生活援助)	2	80
		小計	4	160
	地域・在宅看護論	地域・在宅看護論実習Ⅰ(健康と生活の支援)	1	40
		地域・在宅看護論実習Ⅱ(ヘルスプロモーション、在宅療養者への看護)	2	80
		小計	3	120
	成人看護学	成人・老年看護学実習Ⅰ(慢性の経過をたどる対象の看護)	2	80
		成人・老年看護学実習Ⅱ(慢性期、回復期、終末期)	2	80
		成人・老年看護学実習Ⅲ(急性・回復期)	2	80

	小計	6	240
老年看護学	老年看護学実習	1	40
小児看護学	小児看護学実習	2	80
母性看護学	母性看護学実習	2	80
精神看護学	精神看護学実習	2	80
看護の統合と実践	統合実習	3	120
計		23	920
総合計		106	2,930

付 則

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 改正後の第10条および別表の規定は、令和4年4月1日以降に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在学する学生については、なお従前の例による。

 滋賀県環境こだわり農業推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第20号

滋賀県環境こだわり農業推進条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県環境こだわり農業推進条例施行規則(平成15年滋賀県規則第58号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中 「(あて先) 滋賀県知事」 を 「(宛先) 滋賀県知事」 に、「氏名」 を「氏名」 に改め、同様式中注2を削り、注1を注とする。 ㊟

別記様式第3号中 「3 認証面積 a 筆」 を 「3 認証面積 a」 に改める。

別記様式第4号中 「(宛先) 滋賀県知事」 を 「(宛先) 滋賀県知事」 に、「氏名」 を「氏名」 に改め、同様式中注2を削り、注1を注とする。 ㊟

別記様式第5号中 「(あて先) 滋賀県知事」 を 「(宛先) 滋賀県知事」 に、「氏名」 を「氏名」 に改め、同様式中注2を削り、注1を注とする。 ㊟

別記様式第8号中 「(あて先) 滋賀県知事」 を 「(宛先) 滋賀県知事」 に、「氏名」 を「氏名」 に改め、同様式中注2を削り、注1を注とする。 ㊟

付 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県環境こだわり農業推進条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

 ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第21号

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例施行規則(平成19年滋賀県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表ウシ科の項中「カモシカ(ニホンカモシカ)」を「ニホンカモシカ」に改め、同項第2号の表サギ科の項中「サンカノゴイ」を「サンカノゴイ ゴイサギ」に改め、同表チドリ科の項中「コチドリ」を「コチドリ シロチドリ」に改め、同表ムシクイ科の項の次に次のように加える。

ヤイロチョウ科	ヤイロチョウ
ヨシキリ科	オオヨシキリ コヨシキリ

別表第1項第3号の表イシガメ科の項中「ミナミイシガメ(シロイシガメ)」を「ニホンイシガメ」に改め、同項第4号の表アカガエル科の項中「ナゴヤダルマガエル(ダルマガエル)ヌマガエル」を「ナゴヤダルマガエル(ダルマガエル)」に改め、同表サンショウウオ科の項中「カスミサンショウウオ コガタブチサンショウウオ ハコネサンショウウオ ヒダサンショウウオ」を「ハコネサンショウウオ ヒダサンショウウオ マホロボサンショウウオ ヤマトサンショウウオ」に改め、同項第5号の表コイ科の項中「デメモロコ」を「デメモロコ ナガレカマツカ」に改め、同項第7号の表アシエダトビケラ科の項の次に次のように加える。

アナバチ科	キゴンジガバチ
-------	---------

別表第1項第7号の表アメンボ科の項の次に次のように加える。

アヤトビムシ科	トゲユウレイトビムシ
---------	------------

別表第1項第7号の表イトトンボ科の項の次に次のように加える。

イボトビムシ科	サメシロイボトビムシ ホラズミトビムシ
ウスバカゲロウ科	オオウスバカゲロウ

別表第1項第7号の表エゾトンボ科の項中「ハネビロエゾトンボ」を「エゾトンボ ハネビロエゾトンボ」に改め、同表オサムシ科の項中「カワラハンミョウ」を「カワラハンミョウ セアカオサムシ」に改め、同表カタビロアメンボ科の項の次に次のように加える。

カマキリ科	ウスバカマキリ
-------	---------

別表第1項第7号の表カミキリムシ科の項中「ヤマトヒメハナカミキリ」を「ヤマトヒメハナカミキリ ヨツボシカミキリ」に改め、同表ガムシ科の項中「タマガムシ」を「タマガムシ マルチビガムシ」に改め、同項の次に次のように加える。

カレハガ科	ヤマダカレハ
-------	--------

別表第1項第7号の表ゲンゴロウ科の項中「オオイチモンジシマゲンゴロウ」を「オオイチモンジシマゲンゴロウ カンムリセスジゲンゴロウ」に、「コマルケシゲンゴロウ」を「コマルケシゲンゴロウ ニセコウベツブゲンゴロウ」に、「マルガタゲンゴロウ」を「マルガタゲンゴロウ マルケシゲンゴロウ」に改め、同表コガシラミズムシ科の項中「クビボソコガシラミズムシ クロホシコガシラミズムシ」を「キイロコガシラミズムシ クビボソコガシラミズムシ クロホシコガシラミズムシ ヒメコガシラミズムシ」に改め、同表コガネムシ科の項中「アカマダラハナムグリ」を「アカマダラハナムグリ オオフタホシマグソコガネ マルエンマコガネ」に改め、同表コバンムシ科の項を削り、同表コマユバチ科の項の次に次のように加える。

コメツキムシ科	スナサビキコリ
---------	---------

別表第1項第7号の表タイコウチ科の項中「ヒメミズカマキリ」を「ヒメミズカマキリ ミズカマキリ」に改め、同表ツトガ科の項中「ヒメコミズメイガ」を「ヒメギンスジツトガ ヒメコミズメイガ」に改め、同項の次に次のように加える。

ドクガ科	スゲドクガ
------	-------

別表第1項第7号の表ヒゲナガトビケラ科の項中「ギンボシツツトビケラ ミサキツノトビケラ」を「ギンボシツツトビケラ」に改め、同項の次に次のように加える。

ヒメドロムシ科	クロサワドロムシ ヨコミヅドロムシ
---------	-------------------

別表第1項第7号の表フトヒゲトビケラ科の項の次に次のように加える。

ホソガムシ科	チュウブホソガムシ
--------	-----------

別表第1項第7号の表マツムシ科の項の次に次のように加える。

マルミズムシ科	ヒメマルミズムシ マルミズムシ
---------	-----------------

別表第1項第8号の表ガケジグモ科の項中「ヨゴヤマヤチグモ」を「イブキヤチグモ ヒコネクロヤチグモ ヨゴヤマヤチグモ」に改め、同表コガネグモ科の項中「トゲグモ」を「ツツゲホウグモ トゲグモ マメイタイセキグモ」に改め、同表サラグモ科の項中「サイトウヌカグモ」を「アゴヒゲサラグモ カンサイオオイヤマケシグモ カントウケシグモ キタホラスカグモ サイトウヌカグモ ヒメウスイロサラグモ フタエツノヌカグモ ミノブコヌカグモ」に改め、同表ジグモ科の項の次に次のように加える。

タマゴグモ科	シヤラクダニグモ
--------	----------

別表第1項第8号の表タテグモ科の項の次に次のように加える。

ナミハグモ科	イナバナミハグモ ビワコガタナミハグモ ヨシアキナミハグモ
--------	-------------------------------

別表第1項第8号の表ネコグモ科の項の次に次のように加える。

ハエトリグモ科	イワテハエトリ ヤガタハエトリ
---------	-----------------

ハグモ科	フタカギカレハグモ
------	-----------

別表第1項第8号の表ヒメグモ科の項中「ヒゲナガヤリグモ」を「イワクシアシプトヒメグモ ハラビロササヒメグモ ヒゲナガヤリグモ ミヤシタイソウロウグモ」に改め、同表ホラヒメグモ科の項の次に次のように加える。

マシラグモ科	ヤマトマシラグモ
ヤチグモ科	ヒメヤマヤチグモ ヤハギヤチグモ

別表第1項第10号の表ジュズイミミズ科の項の次に次のように加える。

フトミミズ科	ヤマフトミミズ
--------	---------

別表第1項第12号の表キセルガイ科の項中「シリボソギセルガイ」を「コンボウギセルガイ シリボソギセルガイ ツムガタギセルガイ」に改め、同表ナンバンマイマイ科の項中「ココロマイマイ コシタカコベソマイマイ」を「コガネマイマイ (オカノマイマイ) ココロマイマイ コシタカコベソマイマイ ツルガマイマイ ニシキマイマイ」に改め、別表第2項第1号の表アリノトウグサ科の項の次に次のように加える。

イグサ科	タチコウガイゼキショウ
------	-------------

別表第2項第1号の表イネ科の項中「エゾノサヤヌカグサ」を「エゾノサヤヌカグサ オニシバ」に、「ヌマカゼクサ」を「セトガヤ タキキビ チシマカニツリ ヌマカゼクサ ハネガヤ ハマヒエガエリ ヒロハノドジョウツナギ ホッサガヤ」に、「ミチシバ ミノボロ」を「ミチシバ」に改め、同表イノモトソウ科の項の次に次のように加える。

イラクサ科	ミヤコミズ
-------	-------

別表第2項第1号の表イワヒバ科の項種名の欄中「イワヒバ」を「イワヒバ エゾノヒメクラマゴケ」に改め、同表ウマノスズクサ科の項中「ウスバサイシン」を「ウスバサイシン ゼニバサイシン」に改め、同表ウラボシ科の項中「ヒメサジラン ビロードシダ」を「サジラン ヒメサジラン ビロードシダ ホテイシダ」に改め、同表オオバコ科の項中「オオアブノメ」を「イヌノフグリ オオアブノメ」に、「マルバノサワトウガラシ」を「マルバノサワトウガラシ ルリトラノオ」に改め、同表オシダ科の項中「タカサゴシダ ナガサキシダ ホオノカワシダ」を「シラネワラビ タカサゴシダ ナガサキシダ ヌカイタチシダモドキ ホオノカワシダ ミヤマクマワラビ」に改め、同表ガマ科の項中「ミクリ ヤマトミクリ」を「ヒメミクリ ヤマトミクリ」に改め、同表カヤツリグサ科の項中「コアゼテンツキ」を「オオシロガヤツリ オオタマツリスゲ オオヌマハリイ (ヌマハリイ) コアゼテンツキ コウキヤガラ (エゾウキヤガラ)」に、「セイタカハリイ」を「シロガヤツリ セイタカハリイ タヌキラン ツクシカンガレイ」に改め、同表キク科の項中「イワギク」を「イワギク ウスゲタマブキ」に、「テイショウソウ」を「テイショウソウ ニシノヤマタイミンガサ」に、「ヤマジノギク (アレノノギク)」を「ヤマジノギク (アレノノギク) ワタムキアザミ」に改め、同表キジカクシ科の項中「ヒメイズイ」を「コワニグチソウ ドウモンワニグチソウ ヒメイズイ」に改め、同項の次に次のように加える。

キジノオシダ科	タカサゴキジノオ
---------	----------

別表第2項第1号の表キョウチクトウ科の項中「スズサイコ」を「クサタチバナ スズサイコ」に改め、同項の次に次のように加える。

キンコウカ科	キンコウカ
--------	-------

別表第2項第1号の表キンポウゲ科の項中「イブクレイジンソウ」を「イブクレイジンソウ ウスゲレイジンソウ」に、「キバナサバノオ」を「キバナサバノオ キンバイソウ」に改め、同項の次に次のように加える。

クマツヅラ科	クマツヅラ
--------	-------

別表第2項第1号の表ケシ科の項中「ヤマブキソウ」を「ジロボウエンゴサク ヤマブキソウ」に改め、同表サクソウ科の項中「カラタチバナ クサレダマ」を「クサレダマ クリンソウ」に改め、同項の次に次のように加える。

サルトリイバラ科	マルバサンキライ
----------	----------

別表第2項第1号の表サンショウモ科の項種名の欄中「サンショウモ」を「オオアカウキクサ サンショウモ」に改め、同表シソ科の項中「イガタツナミソウ」を「イブキジャコウソウ」に改め、同表ジュンサイ科の項を次のように改める。

シュロソウ科	アオヤギソウ
--------	--------

別表第2項第1号の表ジンチョウゲ科の項中「カラスシキミ」を「カラスシキミ チョウセンナニワズ」に改め、同表スイカズラ科の項中「キンレイカ」を「キンキヒョウタンボク キンレイカ」に改め、同表スグリ科の項の次に次のように加える。

ススキノ科	ユウスゲ (キスゲ)
-------	------------

別表第2項第1号の表ススキノ科の項中「ノカンゾウ」を「ノカンゾウ ゼンテイカ (ニッコウキスゲ)」に改

め、同表スマレ科の項中「アケボノスマレ」を「アケボノスマレ ヒゴスマレ」に改め、同表セリ科の項中「カワラボウフウ」を「イブキボウフウ カワラボウフウ スマゼリ ハナビゼリ」に改め、同表タデ科の項中「サイコヌカボ」を「サイコヌカボ ナガバノウナギツカミ」に改め、同表タヌキモ科の項中「イヌタヌキモ」を「イトタヌキモ(ミカワタヌキモ) イヌタヌキモ」に改め、同表チャセンシダ科の項の次に次のように加える。

ツゲ科	ツゲ
-----	----

別表第2項第1号の表ツツジ科の項中「シャクジョウソウ ヒカゲツツジ」を「アカヤシオ ウメガサソウ シャクジョウソウ シロヤシオ ヒカゲツツジ レンゲツツジ」に改め、同項の次に次のように加える。

デンジソウ科	デンジソウ
トウダイグサ科	マルミノウルシ

別表第2項第1号の表トチカガミ科の項中「スプタ セキシウモ」を「オオトリゲモ スプタ セキシウモ トリゲモ」に改め、同項の次に次のように加える。

トノモトソウ科	マツザカシダ
---------	--------

別表第2項第1号の表ナデシコ科の項中「タチハコベ」を「コバノミミナグサ タチハコベ ヒナワチガイソウ」に改め、同表ハナヤスリ科の項中「ハマハナヤスリ」を「ハマハナヤスリ ヒロハハナヤスリ」に改め、同表ハマウツボ科の項中「イブキコゴメグサ」を「イブキコゴメグサ オオナンバンギセル」に、「ゴマクサ」を「ゴマクサ ツシマママコナ」に改め、同表バラ科の項中「カライトソウ」を「イワガサ イワキンバイ イワシモツケ カライトソウ」に、「チョウセンキンミズヒキ」を「サナギイチゴ チョウセンキンミズヒキ ツルキンバイ ハスノハイチゴ ミツモトソウ ミヤマザクラ」に改め、同表ヒナノシャクジョウ科の項の次に次のように加える。

ヒノキ科	ミヤマビャクシン
------	----------

別表第2項第1号の表フウロソウ科の項の次に次のように加える。

ベンケイソウ科	アズマツメクサ
---------	---------

別表第2項第1号の表ボタン科の項中「ヤマシャクヤク」を「ベニバナヤマシャクヤク ヤマシャクヤク」に改め、同表マチン科の項の次に次のように加える。

マツバラ科	マツバラ
-------	------

別表第2項第1号の表ムクロジ科の項の次に次のように加える。

ムラサキ科	タチカメバソウ
-------	---------

別表第2項第1号の表メンダ科の項中「ミヤコイヌワラビ」を「ウスバミヤマノコギリシダ テバコワラビ ミヤコイヌワラビ ムクゲシケンダ」に改め、同項の次に次のように加える。

ユキノシタ科	コガネネコノメソウ チシマネコノメソウ ツルネコノメソウ
--------	------------------------------

別表第2項第1号の表ユリ科の項中「キバナノアマナ」を「アマナ キバナノアマナ」に、「ミノコバイモ」を「ミノコバイモ ヤマホトトギス」に改め、同表ラン科の項中「ショウキラン」を「ショウキラン シラン」に、「ヒナラン フウラン」を「ヒナラン」に、「ムギラン」を「ムギラン モイワラン ヤマサギソウ」に改め、同表リンドウ科の項中「チチブリンドウ」を「チチブリンドウ ホソバノツルリンドウ」に改め、同項第2号の表カワゴケ科の項の前に次のように加える。

イトヒバゴケ科	イトヒバゴケ
---------	--------

別表第2項第2号の表クロゴケ科の項を削り、同表タチヒダゴケ科の項中「イブキキンモウゴケ イブキタチヒダゴケ」を「イブキタチヒダゴケ ヤマタチヒダゴケ」に改め、同表ツヤゴケ科の項の次に次のように加える。

ヌマシノブゴケ科	スギバシノブゴケ
----------	----------

別表第2項第2号の表ヒラゴケ科の項の次に次のように加える。

ブルッフゴケ科	ヒトヨシゴケ
---------	--------

別表第2項第3号の表イワノリ科の項を削り、同表キゴケ科の項の次に次のように加える。

ハナビラゴケ科	ニセヒメキノリ
---------	---------

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

滋賀県訓令第1号

滋賀県税事務取扱規程(昭和35年滋賀県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

第38条の2中「第53条第40項および第41項」を「第53条第62項および第63項」に改める。
 第40条の2中「第24条の4第3項、第24条の4第6項」を「第24条の4第5項、第24条の4第8項」に改める。

別記様式第72号中 「 事業年度または
連結事業年度 」 を 「 事業年度 」 に改める。

別記様式第72号の2中

処分の別	事業年度	延長期間
法人税法第75条の2第1項 (〃 第81条の24第1項) の延長処分	自 年 月 日 から延長 至 年 月 日	月間
法人税法第75条の2第3項 (〃 第81条の24第2項) の延長の変更処分	自 年 月 日 から延長 至 年 月 日	月間
法人税法第75条の2第3項 (〃 第81条の24第2項) の延長の取消し処分	自 年 月 日 から取消し 至 年 月 日	
法人税法第75条の2第5項 (〃 第81条の24第2項) の延長の廃止	自 年 月 日 から廃止 至 年 月 日	

を

処分の別	事業年度	延長期間
法人税法第75条の2第1項 (〃 第75条の2第11項) の延長処分	自 年 月 日 から延長 至 年 月 日	月間
法人税法第75条の2第2項、第5項 (〃 第75条の2第11項) の延長の変更処分	自 年 月 日 から延長 至 年 月 日	月間
法人税法第75条の2第2項、第5項 (〃 第75条の2第11項) の延長の取消し処分	自 年 月 日 から取消し 至 年 月 日	
法人税法第75条の2第7項 (〃 第75条の2第11項) の延長の廃止	自 年 月 日 から廃止 至 年 月 日	

に

改める。

別記様式第72号の3中

届出の内容	自 年 月 日 から 月間延長 至 年 月 日	法人税法第75条の2第1項 (" 第81条の24第1項)
	自 年 月 日 から 月間に変更 至 年 月 日	法人税法第75条の2第3項 (" 第81条の24第2項)
	自 年 月 日 から延長承認の取消・廃止 至 年 月 日	法人税法第75条の2第5項 (" 第81条の24第2項)
承認の内容	自 年 月 日 から 月間延長 至 年 月 日	地方税法第72条の25第3項 (" 第72条の25第5項) (" 第72条の28第2項)
	自 年 月 日 について延長 至 年 月 日 申告期限 年 月 日	地方税法第72条の25第2項、第4項 (" 第72条の25第6項、第7項) (" 第72条の25第16項) (" 第72条の28第2項) (" 第72条の29第2項)
	自 年 月 日 から 月間に変更 至 年 月 日 延長承認の取消・廃止	地方税法施行令第24条の4第2項 (" 第24条の4第4項) (" 第24条の4の3第1項)

を

届出の内容	自 年 月 日 から 月間延長 至 年 月 日	法人税法第75条の2第1項 (" 第75条の2第11項)
	自 年 月 日 から 月間に変更 至 年 月 日	法人税法第75条の2第2項、第5項 (" 第75条の2第11項)
	自 年 月 日 から延長承認の取消・廃止 至 年 月 日	法人税法第75条の2第2項、第5項、第7項 (" 第75条の2第11項)
承認等の内容	自 年 月 日 から 月間延長 至 年 月 日	地方税法第72条の25第3項 (" 第72条の25第5項) (" 第72条の28第2項)
	自 年 月 日 について延長 至 年 月 日 申告期限 年 月 日	地方税法第72条の25第2項、第4項 (" 第72条の25第6項、第7項) (" 第72条の25第16項) (" 第72条の28第2項) (" 第72条の29第2項)
	自 年 月 日 から 月間に変更 至 年 月 日 延長承認の取消・廃止	地方税法施行令第24条の4第1項、第4項、第6項 (" 第24条の4の3第1項)

に

改める。

別記様式第73号の2中

事業年度および期間等		法令
自 年 月 日	承認 から 月間延長	地方税法第72条の25第3項 (" 第72条の25第5項)
至 年 月 日	却下	(" 第72条の28第2項)
自 年 月 日	承認 について延長	地方税法第72条の25第2項、第4項 (" 第72条の25第6項、第7項)
至 年 月 日	却下 申告期限 年 月 日	(" 第72条の25第16項) (" 第72条の28第2項) (" 第72条の29第2項)
自 年 月 日	から 月間に変更	地方税法施行令第24条の4第2項 (" 第24条の4第4項)
至 年 月 日	延長承認の取消・廃止	(" 第24条の4の3第1項)

を

事業年度および期間等		法令
自 年 月 日	承認 から 月間延長	地方税法第72条の25第3項 (" 第72条の25第5項)
至 年 月 日	却下	(" 第72条の28第2項)
自 年 月 日	承認 について延長	地方税法第72条の25第2項、第4項 (" 第72条の25第6項、第7項)
至 年 月 日	却下 申告期限 年 月 日	(" 第72条の25第16項) (" 第72条の28第2項) (" 第72条の29第2項)
自 年 月 日	から 月間に変更	地方税法施行令第24条の4第1項、第4項、第6項 (" 第24条の4の3第1項)
至 年 月 日	延長承認の取消・廃止	

に

改める。

付 則

- この訓令は、令和4年4月1日から施行する。
- この訓令による改正前の滋賀県税事務取扱規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

告 示

滋賀県告示第147号

滋賀県市町振興資金貸付要綱(昭和43年滋賀県告示第307号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

別記様式第1号中「(あて先) 滋賀県知事」を「(宛先) 滋賀県知事」に、「市町長」を「市町長」に改める。

別記様式第3号中「滋賀県知事」を「滋賀県知事」に改める。

別記様式第4号中「(あて先) 滋賀県知事」を「(宛先) 滋賀県知事」に、「市町長」を「市町長」に改める。

別記様式第8号中「滋賀県知事」を「滋賀県知事」に改める。

に改める。

別記様式第9号中 「(あて先) 滋賀県知事」 を 「(宛先) 滋賀県知事」 に改める。

別記様式第10号中 「(あて先) 滋賀県知事」 を 「(宛先) 滋賀県知事」 に、「市町長 印」を「市町長」に改める。

別記様式第11号中 「滋賀県知事 印」を「滋賀県知事」に改める。

別記様式第12号中 「(あて先) 滋賀県知事」 を 「(宛先) 滋賀県知事」 に、「市町長 印」を「市町長」に改める。

別記様式第13号中 「滋賀県知事 印」を「滋賀県知事」に改める。

別記様式第14号中 「(あて先) 滋賀県知事」 を 「(宛先) 滋賀県知事」 に、「市町長 印」を「市町長」に改める。

付 則

- 1 この告示は、令和4年3月29日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にある改正前の滋賀県市町振興資金貸付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

教 育 委 員 会 訓 令

滋賀県教育委員会訓令第1号

滋賀県立学校職員服務規程（昭和53年滋賀県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月29日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

第7条第1項中「出勤簿（別記様式第3号）に自ら押印しなければ」を「別に定めるところにより、自ら出勤の記録をしなければ」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「常に出勤簿を」を「前項の規定による出勤の記録を常に」に改め、同項を同条第2項とする。

別記様式第3号を次のように改める。

様式第3号 削除

付 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

滋賀県教育委員会訓令第2号

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程（令和元年滋賀県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月29日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

別表第1(12)の項中「新型コロナウイルス感染症等の発生に関する業務その他の教員の業務の支援」を「教員の業務の円滑な実施に必要な支援に関する業務」に改め、同表に次のように加える。

(13) 公立学校の特別支援学級または交流学級における学習および生活の支援その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの	同	1,600
--	---	-------

付 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

滋賀県公安委員会委員長 高 橋 啓 子

滋賀県公安委員会規則第7号

滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則(昭和29年滋賀県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

警 察 職 員 定 員 配 置 表

所 属 別		区 分	警 察 官	一 般 職 員	合 計	
警 察 本 部	警 務 部	総 務 課	8	4	12	
		会 計 課	4	24	28	
		警 務 課	110	31	141	
		企 画 教 養 課	11	1	12	
		警 察 県 民 セ ン タ ー	8	3	11	
		情 報 管 理 課	10	18	28	
		厚 生 課	1	10	11	
		監 察 官 室	20		20	
	生 活 安 全 部		生 活 安 全 企 画 課	20	4	24
			地 域 課	19	5	24
			通 信 指 令 課	24	1	25
			少 年 課	18	11	29
			生 活 環 境 課	15		15
			サイバー犯罪対策課	18	2	20
			機 動 警 察 隊	41	1	42
	刑 事 部		刑 事 企 画 課	23	2	25
			捜 査 第 一 課	45	2	47
			捜 査 第 二 課	35	1	36
			組 織 犯 罪 対 策 課	39	4	43
			鑑 識 課	21	8	29
			科 学 捜 査 研 究 所	1	20	21
			機 動 捜 査 隊	22	1	23
	交 通 部		交 通 企 画 課	13	2	15
			交 通 規 制 課	11	7	18
			交 通 指 導 課	24	5	29
			運 転 免 許 課	25	38	63
			交 通 機 動 隊	21	1	22
		高 速 道 路 交 通 警 察 隊	75	2	77	
警 備 部		警 備 第 一 課	67	3	70	
		警 備 第 二 課	16	3	19	
		機 動 隊	36	1	37	
	警 察 学 校	103	3	106		
	小 計	904	218	1,122		
	大 津	257	13	270		

警 察 署	草	津	193	11	204
	守	山	103	7	110
	甲	賀	124	9	133
	近	江 八 幡	94	6	100
	東	近 江	145	8	153
	彦	根	128	8	136
	米	原	60	5	65
	長	浜	100	6	106
	木	之 本	38	4	42
	高	島	58	5	63
	大	津 北	78	7	85
	小	計	1,378	89	1,467
合	計	2,282	307	2,589	

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

病 院 事 業 庁 告 示

滋賀県病院事業庁告示第2号

滋賀県病院事業の設置等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、滋賀県病院事業庁長が定める額（平成21年滋賀県病院事業庁告示第4号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月29日

滋賀県病院事業庁長 宮 川 正 和

表予防接種の部ジフテリア・破傷風混合の項中「5,800円」を「5,000円」に改め、同部結核（BCG）の項中「7,500円」を「9,700円」に改め、同部A型肝炎の項中「7,700円」を「7,000円」に改め、同部B型肝炎の項中「6,800円」を「6,600円」に改め、同部ヒトパピローマウイルス感染症（9価）の項中「26,400円」を「26,200円」に改める。

付 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

